

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 3

◇ 公 告

- 北九州市町上津役土地区画整理事業の事業計画の変更【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【財政局債権管理室】 7
- 北九州市屋外広告物条例による講習会の実施【建設局総務部管理課】 11

北九州市告示第55号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|---------------------------------|----------|
| そよ風薬局 | 北九州市小倉北区浅野二丁目6番21号コンフォートホテル小倉1階 | 令和元年5月1日 |

北九州市告示第 56 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和元年 6 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区大字中原 46 番地 94
ジェイカムアグリ株式会社 戸畑工場
常務取締役工場長 高見 剛

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区大字中原 46 番地 94
ジェイカムアグリ株式会社 戸畑工場

(3) 特定施設の設置の概要

特定施設の設置

(4) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

| | |
|----|--|
| 種類 | 71-6 テトラクロロエチレンによる蒸留施設 |
| 名称 | 脱着塔 (TW-02A/HE-01A) |
| 能力 | 脱着塔：456 kg/日 コンデンサー：伝熱面積 5.2 m ² |

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

| | |
|------------|-------------|
| 使用時間間隔 | 0～24時（連続運転） |
| 1日当たりの使用時間 | 24時間 |
| 季節的変動 | なし |
| 設置年月日 | 許可後 |

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

| | |
|--------------------------|------------------|
| 汚水量 (m^3 /日) | 通常 0.3 最大 0.3 |
| 水素イオン濃度 | 通常 6 最大 8 |
| 化学的酸素要求量 (mg/l) | 通常 3 最大 3 |
| 浮遊物質量 (mg/l) | 通常 0 最大 0 |
| 窒素含有量 (mg/l) | 通常 0 最大 0 |
| りん 燐含有量 (mg/l) | 通常 0 最大 0 |
| テトラクロロエチレン (kg/l) | 通常 0 最大 0 |

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

当該特定施設から排出される汚水は、全量N o. 1排水口を経て公共用水域に排出されるため、汚水等処理施設はない。

(6) 排水水に関する事項

排水口名、排水量及び汚染の状態

| 排水口名 | N o. 1 排水口 | |
|------------------------|----------------------|-----|
| | 設置前 | 設置後 |
| 排水水の量 (m^3 /日) | 通常 1,480 最大 1,480 | 同左 |
| 水素イオン濃度 | 通常 7.5 最大 8.5 | 同左 |
| 化学的酸素要求量 (mg/l) | 通常 5 最大 10 | 同左 |
| 浮遊物質量 (mg/l) | 通常 10 最大 20 | 同左 |

| | | | |
|----------------------|----------|--------------|----|
| 窒素含有量 (mg/ℓ) | 通常 最大 | 30 50 | 同左 |
| リン含有量 (mg/ℓ) | 通常 最大 | 1 5 | 同左 |
| ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ) | 通常 最大 | 5 10 | 同左 |
| フェノール類含有量 (mg/ℓ) | 通常 最大 | 0.5 0.8 | 同左 |
| テトラクロロエチレン (mg/ℓ) | 通常 最大 | 0.05 0.05 | 同左 |

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和元年6月18日から同年7月9日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和元年7月9日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 93 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、北九州市町上津役土地区画整理事業の事業計画の変更について次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者は、当該事業計画の変更について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

令和元年 6 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 縦覧期間及び縦覧時間

令和元年 6 月 19 日から同年 7 月 2 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局都市再生推進部都市再生整備課

3 意見書の提出要領

当該事業計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和元年 7 月 16 日までに前項の縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第94号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量 税務関連業務 一式
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和元年10月1日から令和4年9月30日まで
- (4) 履行場所
 - ア 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部
 - イ 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市財政局東部市税事務所
 - ウ 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
北九州市財政局西部市税事務所
- (5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿

(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093-582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年7月11日まで(日曜日及び土曜日を除く。)に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 総合評価のための書類の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市財政局債権管理室

イ 日時 公告の日から令和元年7月29日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで並びに同月30日午前9時から正午まで及び午後1時から午後1時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和元年7月11日の午後5時までに競争参加の申出書を北九州市財政局債権管理室に提出しなければならない。

(4) 入札説明会 入札説明会は実施しない。

(5) 郵送による場合の総合評価のための書類の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和元年7月29日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和元年7月30日午後1時30分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定基準に定めるとおり、入札者に総合評価のための書類をもって申込みをさせ、プレゼンテーションを実施し、総合評価を行い、総合評価の方法によって得られた総合評価点数の最も高い者を落札者とする。

イ 総合評価の方法は、加算方式とする。

ウ アによる総合評価点数の最も高い者が、北九州市業務委託低入札価格調査試行実施要領（平成15年6月1日施行）3の規定により定められた調査基準価格を下回った場合は、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて調査を行うため、落札者の決定を保留する。

エ ウに該当する調査基準価格を下回る入札を行った者は、調査に協力しなければならない。

オ ウの調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、総合評価点数の最も高い者を落札者とせず、総合評価点数が次に高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

カ オにおいて次順位者が調査基準価格を下回る価格をもって入札した者である場合は、ウ以下の手順による。

キ 詳細は、入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局債権管理室

〒 8 0 3 - 8 5 0 1 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 8 8 1

6 Summary

(1) Tax-related services

(2) Deadline of Tender (in person)

1:30p.m., July 30, 2019

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., July 29, 2019

(4) For further information, please contact:

Claims Management Office, Finance Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 9 5 号

北九州市屋外広告物条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 6 8 号）第 2 4 条第 1 項の講習会を次のとおり実施する。

令和元年 6 月 1 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開催日時

令和元年 8 月 3 0 日午前 9 時 5 0 分（受付開始 9 時 2 0 分）から午後 5 時まで

2 開催場所

久留米市六ツ門町 8 番地 1

久留米シティプラザ 大会議室

3 講習会の教科

（1） 屋外広告物に関する法令

（2） 屋外広告物の表示の方法に関する事項

（3） 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講申請書の受付期間

令和元年 7 月 2 5 日から同年 8 月 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで）

5 受講申請書の受付場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建設局総務部管理課